

埼玉県水田収益力強化ビジョンの変更について

産地交付金の追加配分を受けて、水田活用の直接支払交付金における埼玉県水田収益力強化ビジョンを変更しました。

なお、主な変更点は下記のとおりです。

記

- ・「産地交付金の活用方法の明細（個票）」について単価を修正
- ・「追加配分等を受けた場合の調整方法」に調整方法を追記

令和3年度埼玉県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（19.5%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、734万人の県民をはじめ4,540万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.5%を占め、水稲に加えて麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。

本県の基幹的農業従事者数は令和2年時点で37,683人と、平成27年からの25.8%減少した。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）等により県内の農地利用集積面積は平成25年度から令和元年度にかけて8.5%（5,523ha）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稲はもとより水稲以外の戦略作物・地域振興作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では野菜の産出額は796億円であり、県全体の農業産出額1,678億円の47.4%を占める。このため、野菜を主な高収益作物の推進品目として位置づけ、首都圏に位置し大消費地を有する利点を生かし、野菜の生産・供給拠点として、多様な流通・販売ルートを活用した産地創出を図る。

県全体の野菜の作付状況については近年減少傾向であるが、機械化一貫体系の導入や、県内食品業者の加工用・業務用需要を受けて生産拡大を図る経営体も育成されている。また都心からのアクセスが良好であることから、観光農園等への販路の拡大が見込まれる。

このため、加工・業務用に適した土地利用型の品目や、高付加価値で訴求力の高い品目を中心に推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要が減少する中、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜など畑作物の本作化を進めようとする取り組みを支援し、農業経営の所得向上を図るとともに、生産者が水田を余すことなくフル活用できるよう、麦、大豆等を始めとした戦略作物や実需者ニーズに応じた売れる主穀作物の生産・導入に係る技術対策の普及・定着に向けた取組、並びに生産拡大に向けた取組を支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の需要は減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。

一方で埼玉県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかにかわらず流通が可能となっている。

その反面、ロットが確保できないため、銘柄ブランドを流通業界に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりや増加傾向にあるイネ縞葉枯病の対策が急務となっている。

そのため、今後は

- ①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導
- ②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築
- ③高温対策や病害虫防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体および生産者が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、播種前に販売収入を決定できることから、着実に取り組みを進めていく。

(3) 非主食用米

一部の農業者は、その経営判断により水田における非主食用米生産を実施しており、今後も需要動向を注視しながら非主食用米作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

多収品種導入等の生産力向上に資する取組により収益および生産性の向上を図る。

また、飼料工場や畜産農家等への安定供給のため、複数年契約等の産地交付金を活用して担い手の作付拡大を図るとともに、地域内流通や全国集荷団体との取引拡大を推進する。加えて、わら利用等の耕畜連携の取組を推進することで地域の実需者との結びつきを支援し、環境負荷の低い、持続可能な農業を支援する。

イ 米粉用米

県産米粉の利用拡大を支援し、需要に応じた生産を図る。

また、安定供給を図るため、実需者との複数年契約を中心として需要に基づいた確実な取組を進める。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援するとともに、産地交付金の活用をすすめ、担い手の作付拡大を図る。

エ WCS用稲

引き続き耕畜連携を進めていくため、県育成品種の種子を確保し、主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導することで、生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との複数年契約の取組を支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。実需者ニーズの逆ミスマッチ状態を解消し、生産拡大を図ろうという動きもある。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積・集約化による生産

コストの低減を推進するとともに、産地交付金を活用し担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き産地交付金を活用して二毛作の作付維持・拡大を支援する。

大豆は、麦類同様に気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつある。一方、国産大豆のニーズは高まっている。

このため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、耕畜連携を進めていくとともに、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(5) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

(6) 高収益作物

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は令和元年時点で全国第8位と生産が盛んである。一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、農地中間管理事業等を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手の確保に取り組む。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	令和5年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	30,600	29,080	28,321
備蓄米	137	137	137
飼料用米	1,246	2,973	3,499
米粉用米	923	732	923
新市場開拓用米	32	32	32
WCS用稲	118	118	118
加工用米	124	108	124
麦	1,718	1,718	1,737
大豆	331	331	338
飼料作物	128	128	128
子実用とうもろこし	0	0	0
そば	54	54	54
なたね	6	6	6
高収益作物	206	213	213
野菜	206	213	213
畑地化	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	
1	麦 大豆	担い手による 麦・大豆の取組	収益力向上 技術導入	麦（R2年度）－ha 大豆（R2年度）－ha	麦（R3年度）1,718 ha （R4年度）1,737 ha 大豆（R3年度）331 ha （R4年度）338 ha
2	野菜	担い手による所 得向上に向けた 野菜生産の取組	水田を活用した 野菜作付面積の 拡大	（R2年度）206 ha	（R3年度）213 ha
3	飼料用米 米粉用米	担い手による飼 料用米・米粉用 米の取組	収益力向上 技術導入	飼料用米（R2年度） － ha 米粉用米（R2年度） － ha	飼料用米（R3年度）2,973 ha （R4年度）3,499 ha 米粉用米（R3年度）732 ha （R4年度）923 ha
4	戦略作物等（麦、 大豆、飼料作物、 WCS用稲、加工用米、 飼料用米、米粉用米、 そば、なたね）	二毛作助成	戦略作物等同士 の組合せの割合増加	（R2年度）－%	（R3年度）80 % （R4年度）85 %
5	飼料用米、 わら専用稲	わら利用 （耕畜連携）	当該取組の維持	（R2年度）174 ha	（R3年度）174 ha
6	粗飼料作物等	資源循環 （耕畜連携）	当該取組の維持	（R2年度）68 ha	（R3年度）68 ha
7	飼料用米 米粉用米	飼料用米、米粉 用米の複数年契 約加算	複数年契約の取組 面積の維持・拡大	飼料用米（R2年度） 1,138 ha 米粉用米（R2年度） 761 ha	飼料用米（R3年度） 2,973 ha 米粉用米（R3年度） 761 ha
8	そば、なたね （基幹作のみ）	そば、なたねの 作付の取組	水田におけるそば なたねの作付面積 の維持	そば（R2年度）54 ha なたね（R2年度）6 ha	そば（R3年度）54 ha なたね（R3年度）6 ha
9	新市場開拓用米	コメの新市場開 拓の取組	輸出用米の作付 面積の維持	（R2年度）32 ha	（R3年度）32 ha
10	高収益作物等 （野菜、加工用米、 新市場開拓用米、飼 料用とうもろこし）	高収益作物等作 付拡大による支 援	高収益作物等拡大 面積の維持	（R2年度）20 ha	（R3年度）20 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	1
使途名	担い手による麦・大豆の取組			
対象作物	麦、大豆（基幹作・二毛作）			
単 価	5,500 6,500円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度の麦（基幹作）の作付面積は、推進の結果、R元年度1,686haから32ha増加し、1,718haとなった。</p> <p>大豆は昨年度と同程度の331haであった。埼玉県は米麦2毛作により、水田の有効活用を図っていることが大きな特徴である。このため、担い手に農地を集積・集約させ、収益力向上に資する技術を導入することにより、地域の水田経営の効率化・高収益化を図る支援を行っていく必要がある。</p> <p>また、水田における大豆についても、排水対策や適切な防除等により収量・品質を向上させ、収益力向上を目指す。</p>			
目 標	収益力向上 技術導入 (ha)		R3年度	R4年度
		目標	2,049	2,075
		①麦	1,718	1,737
		②大豆	331	338
		実績	-	-
		①麦	-	-
		②大豆	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 麦、大豆（基幹作・二毛作）</p> <p>なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。</p> <p>○収益力向上要件 別紙1に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。</p>			
取組の 確認方法	<p>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの2の（4）の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。</p> <p>○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○収益力向上要件の取組確認は別紙1に記載の方法で行う。</p>			
成果等の 確認方法	<p>作付面積（基幹作）は農林水産省の統計から確認（R3.9）。</p> <p>収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R4.2）。</p>			
備考				

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙1) 担い手による麦・大豆の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 難防除雑草対策

薬剤により、以下の難防除雑草を防除する。

(麦：ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギ)

(大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ)

② 排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

③ 土壌診断を踏まえた土づくり・施肥

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付する。

④ 重要病害虫の防除

薬剤により、以下の病害虫を防除する。

(麦：赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病)

(大豆：紫斑病、カメムシ類)

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 土壌診断書
- ・ 現地確認
- ・ 肥料・農薬等購入伝票
- ・ 作業日誌
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	2
使途名	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組			
対象作物	野菜（基幹作または二毛作）			
単 価	5,500円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>作付面積は交付対象面積にて判断することとする。R元年度作付面積196haから10ha増加したものの、目標を下回った。主食用米からの転換において、野菜よりもより転換が容易な非主食用米が優先されたためと推測される。R3年度は実績をもとに目標を下方修正するが、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き同様に支援を行っていく。埼玉県は消費地と隣接しているため、市場出荷だけでなく、直売所でのニーズがある。また、県内には食品関連事業者が多く、加工・業務用の野菜のニーズもあるため、水田を活用して実需に応じた野菜生産の拡大に取り組む必要がある。</p>			
目 標			R2	R3
	水田を活用した野菜 作付面積の拡大(ha)	目標	230	213
		実績	206	-
内 容	担い手が販売を目的として水田（露地）で栽培する野菜について、その作付面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 販売を目的として露地で栽培された野菜（同一年度で一作のみ、苗も含む） 当該年度に出荷・販売実績があるもの 異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。</p>			
取組の 確認方法	<p>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。</p> <p>○露地で栽培されたことの確認は、現地確認により行う。</p> <p>○出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。</p>			
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協会名	埼玉県		整理番号	3
使途名	担い手による飼料用米・米粉用米の取組			
対象作物	飼料用米、米粉用米（基幹作のみ）			
単 価	飼料用米： 4,300 6,500円/10a 米粉用米： 3,000 4,000円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度飼料用米の作付面積は1,246haと、R元年度から35ha減少した。一方、米粉用米は923haと昨年度より174ha増加している。主食用米の需給調整や価格の安定、水田の有効活用を図るためにも、引き続き飼料用米・米粉用米の作付推進を行う必要がある。</p> <p>特に飼料用米は近年作付面積が減少傾向ではあるが、主食用米から転換が容易であり、県内外に需要があることから、産地交付金等を活用し、担い手を中心に地域協議会、市町村、JA等と連携して作付拡大を積極的に推進する。</p> <p>また、収益力向上に資する技術を導入することにより、水田経営の効率化・高収益化を図り、主食用米と非主食用米の手取り格差の改善を図っていく。</p>			
目 標			R3	R4
	収益力向上 技術導入 (ha)	目標（合計）	3705	4422
		①飼料用米	2,973	3,499
		②米粉用米	732	923
		実績（合計）	-	-
		①飼料用米	-	-
②米粉用米		-	-	
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する、戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米（基幹作） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。</p> <p>○収益力向上要件 別紙2に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。</p>			
取組の 確認方法	<p>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。</p> <p>○収益力向上要件の取組確認は別紙2に記載の方法で行う。</p>			
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙2) 担い手による飼料用米・米粉用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 多収品種の導入
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は3年に1度は更新すること。また、経営所得安定対策等実施要綱（一部改正令和元年9月18日付け元政統第841号）様式第11-8号に準拠した証拠書類を整理すること。（R4年度からは改正種苗法に基づく許諾が必要）
② 温湯消毒 ※ただしR3～R7年度までの期間限定の取組とする。
60℃の温湯に種もみを10分間浸漬した後、15℃以下の冷水に5分間漬ける。 上記の他、JA、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることが出来る。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。
③ 作期分散
作期の異なる複数品種（2品種以上）を作付けし、作期を分散する。
④ 効率的な施肥
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （流し込み施肥） 水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。 （育苗箱全量施肥） 育苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する。 （側条施肥） 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。
⑤ 効率的な農薬処理
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （箱苗全量処理） 育苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。 （播種時同時処理） 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。 （田植え同時処理） 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。
⑥ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり
pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。
⑦ 直播栽培
育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。
⑧ 高密度播種育苗栽培
慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。
・ 営農計画書 ・ 土壌診断書
・ 現地確認 ・ 肥料・農薬等購入伝票
・ 作業日誌 ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	4
使途名	二毛作助成			
対象作物	戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね） （二毛作のみ）			
単 価	（基幹作－二毛作） 主食用米－戦略作物等の組合せ： 4,000 7,510円/10a 戦略作物等－戦略作物等の組合せ： 11,000 12,500円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度における実施面積は3,343haと、R元年度より70ha増加した。R2年度までは基幹作が主食用米の場合も戦略作物等の場合も、同等の単価で交付することで水田のフル活用を支援してきた。R3年度からは、さらに基幹作における主食用米から戦略作物等への転換を促すため、単価に差を設けることとする。</p> <p>引き続き、米・麦の二毛作を推進するとともに、麦以外の作物による二毛作も推進し、水田の有効活用を推進していく。</p>			
目 標			R3	R4
	戦略作物等-戦略作物等 増加（%）	目標	80	85
		実績	-	-
内 容	「主食用米と対象作物」又は「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）及びそば、なたね</p> <p>○その他要件 別紙のとおり</p>			
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 その他要件については、別紙3のとおり。 			
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙3) 二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稲にあつては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあつては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。

(5) WCS用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(7) そば、なたね（油糧用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（油糧用）のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、WCS用稲

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね（油糧用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	5
使途名	わら利用（耕畜連携）			
対象作物	飼料用米、わら専用稲			
単 価	6,500円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度の目標達成度は約96%となり、概ね目標を達成した。飼料用米の副産物である稲わらの有効活用は収益力向上につながる。取組を今後も維持・継続するために、R3年度においても引き続き産地交付金を活用しながら同様の支援を行っていくこととする。</p>			
目 標			R2	R3
	当該取組の維持 (ha)	目標	181	174
		実績	174	-
内 容	利用供給協定に基づきわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号6との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 ・ 飼料用米、わら専用稲 ・ 別紙の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）していること。 ・ 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。 ・ そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ・ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期であること。 ・ 飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。</p>			
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 わらが飼料として供給され、子実が飼料として利用された確認は、作業日誌及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 刈り取り時期が出穂期以降で利用供給協定書に定める時期の確認は、作業日誌により確認する。 			
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙4) 利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	6
使途名	資源循環（耕畜連携）			
対象作物	粗飼料作物等			
単 価	6,500円/10a			
課 題	【R2年度の評価と今後の課題】 R2年度の目標達成度は約110%となり目標を上回った。家畜堆肥を用いることで収益力向上を図るとともに、環境負荷の低い、持続可能な農業を継続・維持するため、引き続き産地交付金を活用してR2年度と同様の支援を行っていくこととする。			
目 標			R2	R3
	当該取組の維持 (ha)	目標 実績	62 68	68 -
内 容	水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を対象作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号5との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 ・粗飼料作物等（別紙5） ・別紙6の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。）であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4㎡以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。</p> <p>注）自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。</p>			
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 堆肥の散布に係る確認は、作業日誌又は販売伝票等により確認する。 			
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認(R4.2)			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙5) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

(別紙6) 利用供給協定に含まれるべき事項

資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県	整理番号	7	
使途名	飼料用米、米粉用米の複数年契約加算			
対象作物	飼料用米、米粉用米			
単 価	12,000円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度の複数年契約取組面積は飼料用米で目標の216%、米粉用米で目標の507%を達成した。米粉用米は県内生産量のおよそ9割が複数年契約となっており、今後も米粉用米の作付面積拡大と併せて複数年契約を推進していく。</p> <p>飼料用米については、米粉用米に比べ販売単価が低いこともあり、比較的複数年契約が伸びていない。飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、産地交付金の飼料用米に対するメニューを複合的に活用しながら、引き続き推進を行う。</p>			
目 標			R2	R3
	複数年契約取組面積 (ha)	目標 (合計)	677	3,734
		①飼料用米	527	2,973
		②米粉用米	150	761
		実績 (合計)	1,899	0
		①飼料用米	1,138	-
②米粉用米		761	-	
内 容	複数年契約の取組面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <p>①生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</p> <p>②販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>○飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。</p> <p>○飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。</p>			
取組の確認方法	<p>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、飼料用米・米粉用米取組計画書または生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている契約面積により確認する。</p> <p>○自家利用および自家加工の取組については新規需要米自家加工販売計画書により確認する。</p>			
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	8
使途名	そば、なたねの作付の取組			
対象作物	そば、なたね（油糧用）（基幹作のみ）			
単 価	20,000円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度のそばの目標達成度は53%となり目標を下回ったものの、実績はR元年度実績55haより5ha増加した。主食用米からの転換先としてより容易な非主食用米が優先されることなどから、想定より面積が増えなかったためと推測される。</p> <p>地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R3年度も引き続き産地交付金を活用した支援を行っていくこととする。</p>			
目 標			R2	R3
	水田における そば、なたねの作 付面積の維持 (ha)	目標	113	60
		そば	113	54
		なたね	-	6
		実績	60	0
		そば	54	-
なたね		6	-	
内 容	当年における作付面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 そば、なたね（油糧用）（基幹作のみ、同一年度で一作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。</p>			
取組の 確認方法	<p>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。</p> <p>○出荷・販売の確認は、出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。</p>			
成果等の 確認方法	農林水産統計により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	9
使途名	コメの新市場開拓の取組			
対象作物	新市場開拓用米（基幹作のみ）			
単 価	20,000円/10a			
課 題	<p>【R2年度の評価と課題】</p> <p>R2年度の目標達成度は46%となり目標を下回ったものの、実績では前年度を3.5haほど上回った。新型コロナウイルス等の影響もあり、想定より需要が伸びなかったためと推測される。米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を推進し、需要に応じた米生産並びに水田農業の経営安定を図るため、R3年度も引き続き産地交付金を活用して支援を行っていくこととする。</p>			
目 標			R2	R3
	輸出用米の作付面積の維持（ha）	目標	70	32
		実績	32	-
内 容	内外のコメの新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。			
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 新市場開拓用米（基幹作のみ）</p> <p>同一は場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。</p>			
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 出荷・販売の確認は、新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 			
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R4.2）			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	10
使途名	高収益作物等作付拡大に対する支援			
対象作物	野菜、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし（基幹作のみ）			
単 価	35,000円/10a以内			
課 題	<p>【R2年度の評価と今後の課題】</p> <p>R2年度の目標に対する達成度は48%となり目標を下回った。主食用米の減少要件等に合致した地域協議会が少なかったことから、助成対象が絞られたことなどが要因と推測される。需要に応じた米の生産、水田農業経営の安定のために、引き続き産地交付金を活用しながら水田における野菜などの高収益作物等の生産拡大を推進していく。</p>			
目 標			R2	R3
	高収益作物等作付 拡大面積の維持 (ha)	目標	42	20
		実績	20	-
内 容	当年における作付拡大面積に応じて助成する。			
具体的要件	<p>○対象地域農業再生協議会 下記の①、②両方の要件を満たす協議会</p> <p>①R3主食用米面積がR2主食用米面積より減少</p> <p>②R3高収益作物等面積がR2高収益作物等面積より拡大</p> <p>ただし、R2高収益作物等作付面積(以下、高収益面積)がR1高収益面積より減少している場合は$R3高収益面積 - R2高収益面積 \geq 1/2 \times (R1高収益面積 - R2高収益面積)$であること。</p> <p>○対象者 下記の①、②両方の要件を満たす生産者</p> <p>①上記の地域農業再生協議会に属する生産者で、野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9の対象者に準ずる者。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、販売農家、集落営農。</p> <p>②R3高収益面積がR2高収益面積より拡大</p> <p>○対象となる農地</p> <p>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物</p> <p>全て基幹作のみ対象とする。</p> <p>野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9に準ずる。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、戦略作物助成の要件に準ずる。</p>			
取組の 確認方法	<p>○対象者の確認については個票2、個票9に準ずる。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○対象作物の確認については、野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9に準ずる。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、戦略作物助成の要件に準ずる。</p>			
成果等の 確認方法	<p>産地交付金の活用実績により確認（R4.2）</p> <p>関東農政局プレスリリースの作付状況（確定値）により確認（R3.9）</p>			
備考				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の①→③の順に調整を行う。

- ① 整理番号4-2(二毛作助成 戦略作物同士)の単価11,000円/10aを12,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- ② ①を実施してなお残余がある場合は、整理番号3-1(飼料用米の担い手)の単価4,300円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- ③ ②を実施してなお残余がある場合は、整理番号1-1、1-2(麦・大豆担い手)の単価5,500円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- ④ ③を実施してなお残余がある場合は、整理番号3-2(米粉用米の担い手)の単価3,000円/10aを4,000円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- ⑤ ④を実施してなお残余がある場合は、整理番号4-1(二毛作助成 主食用米+戦略作物)の単価4,000円/10aを1,000円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- ⑥ ⑤を実施してなお残余がある場合は、追加配分額を上限として、整理番号1~6の単価に均等に充当する。

地域の取組に応じた配分については、整理番号7~9に充当する。
転換作物拡大加算の配分については、整理番号1~6に充当する。
高収益作物等拡大加算の配分については、整理番号10に充当する。

注 転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分額の調整を行う場合等についても必要に応じて記載してください。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 整理番号1~6について所要額が配分額を超過した場合
追加配分(地域の取組に応じた配分および高収益作物等拡大加算の配分以外)により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
- 整理番号7~9について所要額が配分額を超過した場合
地域の取組に応じた配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
減額調整方法については、下記①式により単価調整係数(小数点第5位以下切捨て)を計算し、交付単価を一律に減額(10円未満切捨て)する。
【①式】
単価調整係数 = 配分額の合計 / 所要額の合計
上記の減額調整により余剰が生じた場合は、上記4に基づき、①→②→③の順に単価を充当する。
- 整理番号10について所要額が配分額を超過した場合、下記の②式により計算した単価(10円未満切り捨て)とする。
【②式】
整理番号10の単価 = 高収益作物等拡大加算の配分額 / 高収益作物等拡大加算の対象面積 × 10

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。